
日本における文化的景観のコンセプトと実践

*“Cultural Landscapes” in Japan: Concepts and Practices - The Example of the
“Living Landscape” of Uji tea*

Edani Hiroko 惠谷 浩子



Édition électronique

URL : <http://journals.openedition.org/paysage/14071>

DOI : [10.4000/paysage.14071](https://doi.org/10.4000/paysage.14071)

ISSN : 1969-6124

Éditeur :

École nationale supérieure du paysage de Versailles-Marseille, Institut national des sciences
appliquées Centre Val de Loire - École de la nature et du paysage, École nationale supérieure
d'architecture et de paysage de Bordeaux, École nationale supérieure d'architecture et de paysage de
Lille, Agrocampus Angers

Référence électronique

Edani Hiroko 惠谷 浩子, « 日本における文化的景観のコンセプトと実践 », *Projets de paysage* [En ligne],
23 | 2020, mis en ligne le 30 décembre 2020, consulté le 10 février 2021. URL : [http://
journals.openedition.org/paysage/14071](http://journals.openedition.org/paysage/14071) ; DOI : <https://doi.org/10.4000/paysage.14071>

Ce document a été généré automatiquement le 10 février 2021.

Projets de paysage

日本における文化的景観のコンセプトと実践

“Cultural Landscapes” in Japan: Concepts and Practices – The Example of the “Living Landscape” of Uji tea

Edani Hiroko 恵谷 浩子

はじめに

- 1 日本では2004年に文化財保護法が改正され、文化財の一類型に「文化的景観」が加わった。本稿では、この日本の文化的景観の歩みと特性、具体的事例から、文化財としての景観の捉え方と継承の現状について述べる。まず、1・2章では文化的景観導入の背景と保護対象の特徴を、世界遺産における文化的景観との違いをふまえて紹介する。3章では、文化的景観の保護に15年ほど関わってきた筆者の経験から、価値に関わる当初の課題と、その後の価値と継承の考え方について示した。そのうえで、4章では具体的事例として「宇治の文化的景観」を取り上げ、歩みを振り返りつつ、現在までの成果と課題について考えたい。

遺産としての景観

- 2 古くから人と環境を一体のものとしてとらえてきた日本で、風土に根ざした風景の持続が危うくなったのが戦後の高度経済成長期であった。1960年代、開発により環境や暮らしが急激に変容するなかで、ナショナル・トラストなどによる自然保護¹や町並み保存の運動がはじまった。歴史性や自然の美しさが守るべき風景の価値と認識されるようになり、歴史的都市や身近な自然が保護の対象となったのである。1980年代には一般市街地の住環境を改善することが²、1990年代に入ると田園地域での開発コントロール³が課題に加わり、行政による成長の管理がおこなわれるようになった。一方、経済成長や燃料革命により棚田や雑木林の放棄や宅地開発が進むなかで、そうした里地里山への関心が高まったのも1980年代以降である⁴。

- 3 同じ頃、世界遺産の議論のなかで、文化遺産でも自然遺産でもとらえきれない地域の価値があることが認識されるようになり、1992年、文化的景観の概念が世界遺産に加えられた。「世界遺産条約履行のための作業指針」では、世界遺産における文化的景観は「自然と人間の共同作品」と定義されている。さらに、それは、「人間を取り巻く自然環境からの制約や恩恵又は継続する内外の社会的、経済的及び文化的な営みの影響の下に、時間を超えて築かれた人間の社会と居住の進化の例証である」とされる。
- 4 世界遺産に文化的景観が加わった1992年、日本は世界遺産条約に批准した。世界遺産委員会での文化的景観の議論や、日本国内での里地里山の保全を目指す取り組みの活発化を受け、文化庁では文化財保護法に基づく現行の保護制度を活かし、「名勝」として農林水産業に関わる文化的景観を指定する試みを始めた。
- 5 名勝は「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」（文化財保護法第2条第1項第4号）のうち、文部科学大臣が重要なものとして指定したものである。また、名勝の指定基準には「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの」とされている。こうした芸術上または観賞上の観点からの評価が可能であった2つの棚田が1999年と2001年に名勝に指定された。
- 6 最初に指定されたのが長野県千曲市にある「姨捨（おばすて）」である。姨捨は平安時代頃から月見の名所として名高かったが、江戸時代になると棚田の開発が進み、以来、棚田の一枚一枚の水田に月が映る様子が文学や絵画の題材となってきた。次に指定されたのが石川県輪島市にある「白米（しろよね）の千枚田」で、日本海沿岸の急傾斜地に展開する鑑賞性の高い棚田である（図1）。

図1 白米の千枚田



- 7 しかし、農林水産業に関わる文化的景観を名勝として指定し、保護するには難しさもあった。まず、2000年4月～2004年3月にかけて文化庁が実施した「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」の報告書には、「我が国にとって歴史上、学術上、芸術上又は観賞上価値の高いものについて強い規制の下に保護を行う従来の記念物の指定制度では対応しきれないものも存在する」⁵とある。生業空間を記念物の視点から評価することが難しく名勝として指定できる物件が限られること、そして、名勝は現状の変化をできるだけ止める保護手法をとるため、生活や生業を進化させることで持続が可能な文化的景観には適合しにくかったことが読み取れる。名勝では、その現状を変更する行為⁶やその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときに文化庁長官の許可を受けなければならない、強い規制を伴う。そのため、生産性や実用性が重視される生業空間では、名勝として指定するための地権者の同意が得られにくい。また、娯楽の名勝指定を進めた本中眞は、農耕地の文化財指定が進まなかった最大の理由を、農耕地がもつ複合的な価値を保存するためには「景観の基盤をなす産業の育成や保全が必須であり、単に文化財に指定することが有効であるとは考えられなかったから」⁷とする。農林水産業に関わる文化的景観は営みの継続を前提とするが、その継続のために文化財保護法で取り組めることは非常に限られていた。
- 8 こうしたことから、日本では、2004年、景観法の創設と同時に文化財保護法が改正され、「文化的景観」が文化財の一類型に加わった。文化財保護法では文化的景観とは「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護法第二条第1項第五号より）と定義されている。
- 9 次項で示すように、世界遺産の文化的景観と日本の文化的景観は、制度上の定義が必ずしも一致しているわけではない。しかし、地域の風土と人々の営みの相互作用が景観に表象すること、そうした景観に文化的価値を見出すこと、という点では共通するだろう。

何に焦点が当てられているのか

- 10 日本では、「景観」という言葉は、都市景観や農村景観というように「眺め」を指すと考えられることが一般的である。対して「文化的景観」は、単に目に見える現象のみではなく、自然と人間の営みが生み出した領域のまとまりを指している。私たちが目にする眺めは、その物理的な表象といえる。よって、その理解のためには、地域を形成してきた生活や生業のシステムと、その結果として生み出された形との関係を読むことが欠かせない。また、文化的景観は文化財保護法に規定されていることから、保存と活用を図ることが基本にある⁸。
- 11 文化財保護法には、文化的景観を保護するための具体的な手法が備わっている。全国で文化的景観として見出されたものの中から「我が国民の基盤的生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの」が「重要文化的景観」として選定され、景観法と連動しながら保護されるという仕組みである。制度の誕生から約15年が経過し、2020年4月まで重要文化的景観に選定された地域は65件に及ぶ。この65の重要文化的景観の内容を、世界遺産の文化的景観と比較しながら俯瞰してみると、以下のような特徴が指摘できる。

継続していること

- 12 世界遺産における文化的景観は3つの類型に分類される。つまり、1「人間の意志により設計され、創出された景観」、2「有機的に進化してきた景観」、3「関連する景観」である。さらに、有機的に進化してきた景観は、「残存している（あるいは化石化した）景観」と「継続している景観」という2つのサブカテゴリーに分けられる。世界遺産と日本の取り組みの最も大きな違いは、日本ではこれらのうち「継続している景観」に焦点を当てて重要文化的景観の選定をおこなっていることである。
- 13 それは、日本で文化的景観の導入を検討する際に、既存の文化財保護制度との違いが求められたためである⁹。日本では従来、「人間の意志により設計され、創出された景観」は主に名勝や史跡として、「有機的に進化してきた景観」のうち「残存している（あるいは化石化した）景観」は史跡として、「関連する景観」は名勝や天然記念物として、すでに文化財保護法で守られてきた。一方、「有機的に進化してきた景観」のうち「継続している景観」に相当する文化財類型はなく、日本の文化的景観はここにターゲットが置かれた¹⁰。言い方を変えれば、日本では既存の文化財の守備範囲が強く意識された結果、世界遺産とは異なる文化的景観の取り組みへと進んでいったといえるだろう。

周囲の環境と一体としてあること

- 14 65件の重要文化的景観のうち25件が世界遺産の登録に関連していることも特筆すべきだろう。9件はすでに世界遺産に登録された物件に関わるもの、2件は暫定リストに記載された物件に関係しているもの、14件は世界遺産の登録を目指す取り組みに関係したものである。なお、登録済みの世界遺産に関わる9件は、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」（2015年登録）と「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（2018年登録）に関わる重要文化的景観で、これらは世界遺産の構成資産そのものを含みつつバッファー・ゾーンも成している。日本の他の文化財類型には文化財とその周囲の環境を一体として守る手法がなく、ポイントとしてしか守れないことから、文化的景観からのアプローチが積極的に採られてきた。
- 15 なお、面的な保護を目的とした文化財類型として重要伝統的建造物群保存地区があるが、この制度はそれ自体として重要な建物群およびその周囲の環境を保護の対象としている。また、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づき文化財とその周囲の環境とが一体となった歴史的風土の保護もおこなわれているが、この法律は古都でなければ適用できない。

農山漁村と都市域を連続的に捉えること

- 16 文化財保護法の文化財類型には、様々な時代のものが混在するエリアを評価し、保護する手法がなかった。それは農山漁村だけでなく都市域にも当てはまる。1975年に創設された重要伝統的建造物群保存地区が一定の役割を担ったが、それも伝統的な建物が群として残された「地区」レベルの範囲を対象としたもので¹¹、戦災を受けたり更新を繰り返したりする日本の多くの都市域に当てはまるものではなかった。そこで、2004年に創設された文化的景観にその役割が見出された。
- 17 2009年に都市域の文化的景観として最初の重要文化的景観に選定されたのが京都府宇治市の「宇治の文化的景観」（228.5ha）である。翌年、石川県金沢市の「金

沢の文化的景観「城下町の伝統と文化」(292.0ha)が選定された。両者とも歴史的市街地を中心に200haを超えるエリアとなっている。また、京都市では2015年に「京都岡崎の文化的景観」(112.5ha)が、東京都では2018年に「葛飾柴又の文化的景観」(131.2ha)が選定された。これらを含め、重要文化的景観に選定された事例は、都市的地域(人口集中地区)が7件、鉱工業地域が2件である。世界遺産であれば歴史的都市景観(Historic Urban Landscape)や産業遺産にあたるものも日本では文化的景観となる。

- 18 文化的景観の概念が都市域にまで拡大した要因の一端は、日本的な都市の作りかたにもあるだろう。日本の首都は、最初の計画都市である藤原京から平安京まで、中国(隋・唐)の長安と洛陽をモデルにしたといわれる。しかし、日本では長安や洛陽と違い、都市を防御する都市壁を築かなかった¹²。都市壁を持たない日本の都市は、周囲の農山漁村と区切られることなく、開放的で連続的である。都市と農山漁村を区切ることが難しく、その両者が一体的である日本だからこそ、文化的景観の考え方を都市域まで拡大しやすかったと考えられる。

地域らしさを紡ぐ

専門分野の空白地帯

- 19 一方で、日本における文化的景観はその理念や実施において課題がいくつかあった。まず、自然とともにある暮らしという、いわばどこにでもありえる絶対的な価値では測れないものを、国の選定に耐えうる文化財としてどう価値付けるかという課題があった。それを様々なステークホルダーと共にどう守っていくのかということにも直面した。文化的景観は人の暮らしの場という刻々と変わってゆくものを対象にするため、「守るべきものは何で、許容されうる変化とは何か」、「変化しつつ受け継ぐ価値とは何なのか」ということも問われた。こうした価値付けと保護における「変化」に対する課題は、以下のような原因があったと考えられる。

文化財担当者の経験の不足

- 20 国や地方自治体の文化財部局は長らく、建物や遺跡、庭園といった点的なものを評価し、保護をする取り組みをおこなってきた。保存やマネジメントの際も文化財の所有者とのやりとりで済むことが多く、それほど複雑なものではなかった。そのため、広いエリアを対象に、多様なものが混在する地域を評価し、様々なステークホルダーが関わりながら、地域づくり(community planning)として取り組む経験が、文化財担当者にはほとんどなかった。
- 21 また、文化財保護法にある「保存」という言葉が示す通り、日本では対象を変化させないことが、長らく文化財の保護のアプローチであった。ある一定の時代の様式を評価し、それにできるだけ合わせるように保存していくことを基本としてきた。対して、人々が暮らす地域は、時代とともに変わりつづけるものである。進化しながら持続するものを文化財の対象とした経験もほとんどなく、どのように扱えばよいのかわからない状態だったのである。

文化的景観を担う学問の不在

- 22 建造物は建築学、遺跡は歴史学や考古学、庭園は造園学といったように、他の文化財は価値付けを担う「学」があるのに対し、文化的景観に関わる諸要素はさま

さまざまな分野で個別に研究されており、分野を横断して文化的景観の価値を論じる試みはほとんどできていなかった。

- 23 日本では景観論に関しておもにふたつの学問の系があったが、どちらも文化的景観を支えるには十分ではなかった。一方の景観工学や造園学では「眺め」の研究や評価が主流で視覚的な優劣を基準としていたのに対し、もう一方の地理学や生態学は地域の景観の成り立ちを明らかにすることこそすれ、評価はしないというものだった。
- 24 つまり、どのような調査や評価をすると文化的景観の価値付けにつながるのか、何を継承すればよいのか、学術的な下支えがないまま制度がスタートしていたのである。

文化的景観の理念

- 25 こうした初期の状況は、日本での文化的景観の保護制度の実践の積み重ねや、複数の学問分野の交流が進むなかで解消されてきた。特に筆者らは2012年から2016年にかけて19回にわたって文化的景観学検討会を開催し、文化的景観の価値の捉え方と継承の理念についての検討をおこなった。そこでの議論をまとめた『地域のみかた—文化的景観学のすすめ』（文化的景観検討会、2016年）をもとに、文化的景観の価値と継承の際の考え方として以下 a～f の5つのポイントで示す。a・b・cは主に価値に関わるもの、d・eは主に継承に関わるものである。

変えられない自然基盤

- 26 文化的景観の価値は、地域の「自然基盤」と人々の「営み」との関係を基本にする。地形や地質、水系、気候といった自然条件は、その土地のあり方を決めてきた。近代の技術は、自然を制し、どこでも同じ暮らしができることをめざしてきたが、農山漁村であっても都市域であっても、人々の営みはもともと自然に寄り添いながら、安全や快適さを求めてきた歴史をもっていることが改めて確認されている。調査においても保護においても、自然基盤との関わりに留意する必要がある。

変化のなかの持続

- 27 地域の価値を探るといえるとき、わかりやすいのは、その地域が最も繁栄した時代の特性に注目することであるが、文化的景観の価値はそれだけではないとする¹³。もちろん、繁栄しているときの方が人々の営みと自然基盤との関係が際立ったかたちで見えることもあるが、その状況を継承することは困難である。地域のハイライトのみを手がかりにすることなく、長い営みのなかで変わることのない人と自然の関係や知恵を見出すことこそ重要である。

価値の統合

- 28 地域の価値はそもそもひとつであるため、制度としての重要文化的景観の価値も地域に関するさまざまな知見の集合ではなく、ひとつのものとして統合する必要がある。多くの学術的な調査から得られた地域の情報や知見は重要ではあるが、それらが既存の学術分野間で分断されたままだったり、各時代の様相をそれぞれに述べたものであったりすると、結局、何を大切に、どういった変化であれば

好ましいのかがわからなくなる。価値は自明のものではなく、自然との関わり方や変わらない営みから紡ぎ出さなければならない。

- 29 また、その価値は、絶対的なものではなく、相対的なものであるため、対象とする地域からより広い範囲に目を向けることや、類似する地域との比較が欠かせない。他の地域と比べることによってひとつの地域を詳細に調査するだけでは見えてこない地域のオリジナリティが浮かび上がってくる。それは、地域の価値をより多くのステークホルダーと共有することにもつながる。

地域らしさの共有

- 30 調査から浮かび上がってきた地域の価値を、日本では「地域らしさ」と呼んだり、「文化的景観のストーリー」と呼んだりする。それは専門家だけが見出すものではなく、地域の人々とともに、みなが違和感なく納得できる語り方であることが求められる。
- 31 この地域らしさを関係者皆で共有することが、未来に向けて継承していく試みの最初のステップであり、肝でもある。
- 32 行政に関していえば、文化的景観を所管する文化財部局のほか、企画部局や建設部局、産業観光部局など、さまざまな分野との連携がなければ継承は困難である。「縦割り」が強い日本の行政内部の動きに対して、拠り所となる価値、つまり、「地域の何を大事にしていくべきか」ということへのコンセンサスを得ることがとても重要である。

地域の手入れ

- 33 地域は進化していくことで持続できるものであるが、環境を大きく変えてしまう変化は、資源の喪失に他ならない。文化的景観で許容される変化とは、自然基盤の持続力に根ざしたものであることが基本である。その上で、建物の改修や道路工事、農地整備といった変化をすべて否定するのではなく、地域らしさの範囲内に収まるような調整が、各地でおこなわれている。その調整のためには、許容される変化の範囲を明確にしておくことが肝要である。
- 34 日本の有形文化財は「修理」や「整備」による「保存」がおこなわれてきたが、文化的景観では「手入れ」という言葉が合うように思う。「手入れ」は庭や道具といった日々変化する相手に対して、愛着をもって整えるときの言葉である。

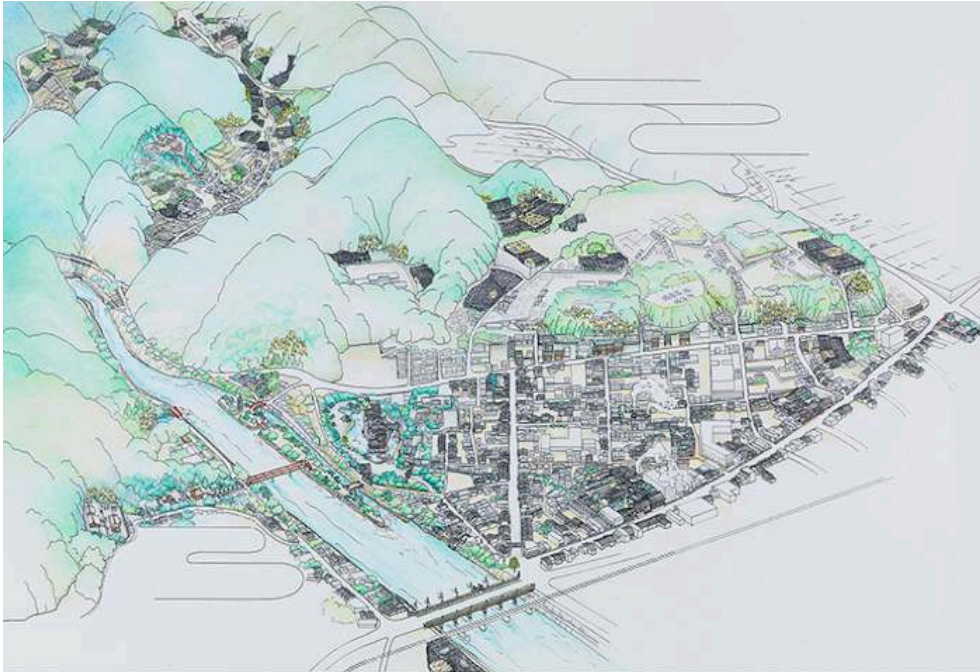
宇治の文化的景観

- 35 以上、5つのポイントで記したが、これらは実際の現場では難しいことが多い。試行錯誤が繰り返されているし、担当者の力量に頼っている部分も多い。それでも、各地では少しずつ前に進んでいる。本項ではその具体的な事例として、筆者が関わった「宇治の文化的景観」を取り上げたい。宇治は都市域と農山漁村域の側面ももつため、日本の文化的景観の取り組みを捉えやすい事例と考える。
- 36 なお、本稿は『都市の営みの地層—宇治・金沢』（奈良文化財研究所編、2017年）で整理した内容をもとに記す。

きっかけ

- 37 宇治市は京都市の南に接し、京都と奈良を結ぶ交通の途中に位置する。現在の宇治市は1954年に5つの市町村が合併して市制施行した町であるが、古代からの街区は宇治川の谷口部にあり、その範囲を中心とした一帯がかつての宇治町であった。江戸時代には幕府支配の宇治郷であった。市域の真ん中南寄りの一帯に相当し、宇治川が山間から京都盆地へと流れ出る谷口部を中心とした場所である。本稿ではこの宇治郷の範囲を宇治と呼ぶこととする（図2）。

図2 宇治の文化的景観の鳥瞰図



奈良文化財研究所景観研究室作図

- 38 宇治は古来より宇治川を渡る交通の要衝地であった。宇治川に本格的な橋が架けられたのは646年と伝えられ、橋の両岸に集落が発達しはじめたことが都市形成の原点と考えられる。10世紀末になると有力貴族である藤原氏が別業（べつぎょう、本宅以外の屋敷、別荘）を構え、その後、貴族の邸宅が次々と造られるなかで街区が造成された。その代表が平等院で、1994年に世界遺産に登録された「古都京都の文化財」の構成資産の1つにもなっている。中世になると、貴族の別荘のほとんどがなくなり、新たな道が通されて町屋が建つようになるが、この平安時代の街区は継承されて現在の町の基礎となっている。
- 39 14世紀前半には宇治に茶の栽培方法が伝えられた。15世紀中ごろまでには宇治茶は日本のトップブランドとなった。16世紀後半になると宇治で茶園全体に覆いをかけて遮光して茶を育てる栽培方法「覆下（おおいした）栽培」が生み出された。また、京都に近いことから良質の下肥（有機窒素質肥料）を茶園に投入できた。こうして、宇治で、渋みが少なくうまみが強く、そして色鮮やかな緑色をした抹茶が誕生した。
- 40 17世紀以降、宇治茶は徳川將軍家の庇護を受け、宇治には武士や社寺を取引先とする特権的身分の宇治茶師（ちゃし）¹⁴たちが屋敷を構えた。明治維新（1868年）を迎えると茶師の身分は消滅し、抹茶の需要は激減、かわりに輸出品としての煎

茶の需要が高まった。茶師屋敷跡には茶の間屋業者や生産農家が、店舗や製茶工場を構えるようになり、宇治での茶業という営みは継承されることとなる。

- 41 しかし1991年にバブル景気（1986-1991）が崩壊し、1993年頃になると本格的な不況の時代が到来した。1995年、景観規制も高度規制もなかった宇治の町中に、外部資本による高さ45mの高層マンションが建設された¹⁵。平等院が世界遺産に登録された翌年のことで、平等院の背後にその姿を現したのである。不況は宇治の茶業者も直撃した。2004年、近代宇治を代表する茶問屋の邸宅と製茶工場が町中から移転し、そこにも高さ20mの巨大なマンション開発が持ち上がった。宇治のメインストリートである宇治橋通りに面し、間口は狭いものの、奥行は100m近くある広い敷地であった。開発前におこなわれた発掘調査では4世紀ごろの集落跡や平安時代後期（11世紀後半～12世紀）の貴族の邸宅跡が見つかったが、その遺跡は壊されて2006年にマンションが完成した。
- 42 これら高層マンションに限らず、宇治での開発の多くは茶業関係の建物や町中の茶園、また木造の町家¹⁶を消失させるものだった。そこに鉄筋コンクリート造の建物が建てられるとその地下に眠る遺跡も破壊した。伝統的な茶業が衰退すること、そして宇治の古くからの町の良さが理解されず「古臭い」と思われていること、これらが絡み合いながら宇治らしさが徐々に失われていこうとしていた。
- 43 2004年に景観法が制定され、同じタイミングで文化財保護法に文化的景観が加わったことで、宇治市役所ではこれらをツールに対策の実施に舵を切った。宇治市は2005年に景観行政団体の認定を受け、2008年に景観計画を策定した。そして2009年に「宇治の文化的景観」が重要文化的景観に選定された。
- 44 しかし、実際のところ、選定当初の「宇治の文化的景観」は価値付けも保存計画もあやふやなままだった。そこで、選定後に改めて調査をしたり、制度を運用したりするなかで、町全体の価値や宇治茶業の価値が見出され、共有されていき、新たな展開が少しずつ起こってきた。ここでは前章で示した文化的景観の価値と継承に関わる5つのポイントを踏まえて記す。

宇治川の谷口と扇状地—変えられない自然基盤

- 45 宇治の代名詞ともいえる宇治川は琵琶湖から唯一流れ出る河川であり、山地を流れながら宇治に至り京都盆地に流れ出る。宇治の地形は、この宇治川を南北軸に、東から南にかけて山間部が展開し、西から北部に低地部が広がることとなるが、その低地の大半がかつては湖水であったため、生活舞台は長らくその間の狭く低い丘陵部とその末端の扇状地であった。この宇治川の谷口という自然条件が、人々が宇治を認識する基盤となっている。たとえば宇治川は、『万葉集』¹⁷などを引くまでもなく、渓谷から低地へ流れ出る川の美しさが称えられる。
- 46 この宇治川の景観が、古くからの宇治の個性であった。宇治橋から東に見渡すと、起伏に富んだ丘陵がつづく。笠取山、喜撰（きせん）山、槇尾山など古くから歌に詠まれる有名な山々である。雨の後などは、山の中ほどに霧がかかる。冬の早朝にはこの川面から霧が立ちのぼる。小倉百人一首¹⁸に「朝ぼらけ 宇治の川霧 たえだえに あらはれ渡る 瀬々の網代木（あじろぎ）」¹⁹（権中納言定頼）と歌われた光景はいまも宇治にはある。
- 47 この谷口という利点を一層強めているものが扇状地である。宇治の中心部は折居川・塔ノ川という二つの小河川の扇状地の上にある。良質の茶が育つ条件には排水性が良いことが第一に挙げられるが、宇治の扇状地は砂礫層のゆるい斜面地となっており、茶の栽培にとって好条件であった。また、5月に摘み取る茶の新芽

には晩霜²⁰が大敵であるが、川霧が発生することや風通しが良いことがその発生を防いできたといわれている。

- 48 一方、扇状地の扇頂や扇端では湧水が豊富で、中世後期にはそのなかから特に有名な湧水が「宇治七名水」と呼ばれ、茶の湯に使われた。さらにさかのぼって、平安時代に宇治では貴族の別業が建てられるが、その理由は宇治の自然美とともに湧水の豊富さが考えられている。平安貴族の邸宅には苑池が欠かせないが、宇治はその給水源が豊富であった。近代まで平等院庭園の阿字池（あじいけ）には宇治七名水のうちの2つの湧水が存在していた。近代化のなかで、宇治では繊維産業が茶生産と並ぶ産業として成長するが、その背景にも地下水の豊富さがあった。
- 49 宇治の営みは、都への近さという立地条件のもと、宇治川の谷口と扇状地という自然基盤に規定されながら続いてきたことが確認された。「宇治の文化的景観」の価値の基層を成すものといえる。市街地でのマンション開発は遺跡を破壊するだけでなく、地下の水脈も壊す。重要文化的景観として歴史的市街地での開発を抑制することは、結果として宇治の自然基盤の保全につながっている。
- 50 なお、2015年には宇治川右岸の丘陵地で民間業者による宅地開発計画が持ち上がった。谷口の地形を大きく機変し、景観への影響も大きい。それを回避すべく宇治市役所では様々な手法が検討された。最終的には一帯を国の文化財に指定し、対象地を国の補助金を利用して買い上げる手法が採られることとなった²¹。2018年10月、丘陵一帯が「宇治山」として名勝に指定された。また、名勝に指定される区域内には古墳（二子山古墳）もあったことから、宇治川右岸に点在する他4基の古墳とあわせて「宇治古墳群」として史跡指定もなされた。

歴史的景勝地と宇治茶業—変化の中の持続

- 51 谷口に位置する宇治は、古来より人を惹きつけてきた。古くは応神天皇の皇子である菟道稚郎子（うじのわきいらつこ）の物語、平安時代に花開いた貴族の別業文化、中世後期から今に続く宇治川の遊覧。近世には各種の京都図や地誌にも記され、京都観光の一部となった。平家物語や源氏物語のイメージを求める人々もやってきた。第二次世界大戦以降は修学旅行や団体旅行の流行で、平等院への観光客が増加した。この観光客に向けて、平等院の参道には土産物としての宇治茶を売る店舗が立ち並んだ。そして2010年代になると抹茶スイーツを求めて日本人のみならず多くの外国人観光客も訪れるようになっていく。
- 52 以上のように、古代から京都近郊の歴史的景勝地であり続けていることが、変化する中で変わらない宇治の価値のひとつである。ただし、それは「宇治の文化的景観」の取り組み以前から知られていることであり、資料も豊富にあるため、文化的景観として更なる調査はおこなわれていない。
- 53 一方、中世から変わらない宇治の茶業もまた、もうひとつの変わらない価値である。しかし、文化的景観の取り組み以前の宇治茶業の価値は近世の宇治茶師の営みを対象にしており、歴史愛好家のみが享受するものだった。現在につながる茶業の実態はほとんど明らかになっておらず、宇治茶の歴史や文化を「いま」と地続きのものとしてとらえるアプローチはされていなかった。そこで、重要文化的景観選定後の2009年から実施した宇治市文化財総合調査のなかで茶業に関する調査をおこない、次の点を明らかにした。

茶園の特徴

- 54 日本茶はいくつかの種類に分けられるが、緑色の茶という点で代表的なものは煎茶と抹茶だろう²²。この両者は茶園での栽培の段階と製茶工場での加工の段階とでそれぞれ大きな違いがある。煎茶は露天の茶園で育てられ、茶の芽は蒸した後に揉まれて製品となる。一方、抹茶の原料となる碾茶（てんちゃ、抹茶に挽く前の茶葉のこと）は、新芽が成長する段階で茶園に覆いをかけ、日光の照射を抑えて栽培される。覆いをした茶園を宇治では「覆下園（おおいしたえん）」と呼ぶ。こうすることでうま味が強く、苦みの少ない茶葉ができる。茶葉は茶園で摘まれた後、蒸され、そのまま乾燥させられることで碾茶となる。近世までの為政者たちはその味を保護すべく、宇治の茶師以外が覆下栽培で茶をつくることを禁止した。幕府崩壊により特権は失われ多くの茶師は没落していったが、宇治の茶園では覆下栽培が継承された。現在も宇治市内の茶園は、露天のものが7.1haなのに対して、被覆をしているものが67.2haと圧倒的に多い²³。
- 55 覆下園の被覆は、よしずと稲わらによる伝統的な方法である「本簀（ほんず）」（図3）と、黒色の化学繊維を利用した二段式被覆方式とが混在する。前者は16世紀後半に宇治で始まったもので²⁴、後者は1960年代後半に宇治で開発されたもので本簀の二重被覆の構造を化学繊維に置き替えながら引き継いだものである。2018年の京都府茶業統計によると、京都府では茶栽培面積1522.2haの内、本簀被覆は20.9ha（1.8%）、化学繊維による二段式被覆は138.4ha（9.1%）なのに対し、宇治市では茶栽培面積74.3haのうち、本簀被覆は17.1ha（23.0%）、二段式被覆は38.3ha（51.5%）である。

図3 本簀の茶園での茶摘み



製茶工場の特徴

- 56 茶園で摘んだ茶の芽は茶農家の製茶工場で一次加工され、「荒茶」となる。この荒茶を茶問屋は購入し、それを再加工したりブレンドしたりして「仕上げ茶」と呼ぶ製品にする。製茶の機械化や集団化、市街地の茶園の減少と宅地化、防火対

策の進展にともない、1960年代から街中の経済力のある製茶工場が郊外に移転したが、現在も宇治の市街地には2軒の茶農家の製茶工場と3軒の茶問屋の製茶工場が稼働する。2軒ある茶農家の製茶工場には、宇治で開発され1925年に造られた日本で最も古い碾茶製造機が現役で動く。1台は山本家のもの、もう1台は福井家のものである。堀井式碾茶製造機は高品質の碾茶をつくれることから以後もっとも普及し、その構造を受け継ぎつつ改良を重ねながら現在も全国的に使用されている。

宇治茶業の特質

- 57 調査を通じて、宇治では伝統的な方法を引き継ぎながら新しい素材や加工技術を開発して茶業を続けてきたという特質を得た。宇治市では農作業や製茶の効率化による営農の継続に主眼が置かれた取り組みがなされていたが、現代農法の技術的「種」になっている伝統的な茶の栽培方法や加工方法を評価したり、それをバックアップしたりすることはなされていなかったのである。そこで、宇治市では2011年から本質被覆に対する補助金の支援を始めた。1925年造の堀井式碾茶製造機を有する福井家や山本家では2018年から文化庁の補助金を利用した修理がおこなわれている。

宇治の「いま」－価値の統合と地域らしさの共有

- 58 文化的景観の取り組みがおこなわれるまで、宇治の価値は、平安貴族や平等院、宇治茶の歴史、といったように、時代ごとに、またそれぞれの要素ごとに語られてきた。これらを貫く文化的景観の価値として、宇治川の谷口という自然基盤を基層とし、京都近郊の歴史的景勝地と宇治茶業という変わらない営みが見出された。それは土地利用やそれぞれの建造物などとして表出していることも確認された。また、宇治では主に重要文化的景観選定後の建造物や茶業の調査を通じて住民や関係者などとの宇治らしさの共有がおこなわれた。
- 59 重要文化的景観の選定後に宇治市役所はまず組織改編をおこなった。文化的景観の継承には文化財だけではなく、都市計画、土木、建築、茶業、観光などさまざまな部局が関わる。当時の文化財部局は教育委員会のもとに置かれていたため、こうした首長部局と一体となり積極的に動くことが難しかった。執務室も歴史資料館にあり、市役所とは離れた建物だった。そこで、2009年の重要文化的景観選定の直後に、文化財部局を首長部局に移管し、景観部局とあわせて「歴史まちづくり課」とした。この体制のもと以下のような取り組みがおこなわれてきた。

小さな積み重ね－地域の手入れ

- 60 宇治橋通りの整備は2003年から京都府により検討されていた。実際の事業着工は重要文化的景観選定直前の2008年、完成がその4年後である。この事業は、選定前から京都府と宇治市とで意見交換しながら進められ、重要文化的景観に関わる公共工事で調整を図ることができた最初の案件となった。この事業により歩行空間の確保とともに電線類が地中化され、宇治橋通りに沿う建物外観がクリアに見えるようになった。これによって多くの人達がそれまで意識してこなかった通りのファサードに目を向けはじめ、建物の修景の流れも生まれた。また、重要文化的景観の選定申出に際して都市計画道路の見直しもおこなわれた。宇治の中心を通される予定だった道路3本が廃止され、1本が見直し対象となった。中心部の

方針が開発から保全へと大きく転換されたといえる。それは地形や地下水脈といった自然基盤の保護にもつながっている。

- 61 宇治川では2005年から国土交通省淀川河川事務所により宇治川の河川整備の検討が進められていた。「宇治の文化的景観」が2009年に重要文化的景観に選定されて以降は文化的景観の専門家委員会も検討に参加し、文化財サイドからの意見も反映された整備が進められた（2019年完成）。これをきっかけに、重要文化的景観の選定範囲ではないものの、隣接する場所で淀川河川事務所や鉄道会社がおこなう工事の際にも、文化的景観の価値が尊重されるようになった。
- 62 2009年に筆者らがおこなった宇治市文化財総合調査によって、宇治の伝統的な建物と茶業の価値が深められた。こうした価値を継承すべく、2010年に宇治で活動する市民、建築技術者、宇治市役所が協同して「歴史まちづくり研究会」が発足し、様々なステークホルダーによる活動がスタートした。同年には宇治市単独の制度として「景観形成助成制度」も設けられた。対象は主要路線沿いに限られているが、家屋などの新築や改築の際に、景観計画が定める基準以上の取組に対して助成をしている。
- 63 こうした取り組みが徐々に浸透し、宇治に対する意識が変わりつつある。以前は壊されてなくなっていた木造建造物が、一部であるが市民の手で積極的に活かされるようになってきている。メインストリートである宇治橋通りには町家をつかった小売店や飲食店、宇治茶のカフェが徐々に増えつつある（図4）。2014年には表通りから入った路地裏の空き家が改修され、ギャラリーを兼ねた民芸品の店がオープンした。2016年には別の路地裏にあった空き家が3つの店舗（飲食店と製菓店と美容院）と地域の寄り合い所を併せた小さな複合施設となった。2018年にはその西側の空き家も改修され、飲食店と器店として使われている。

図4 宇治橋通り



価値から自治に—地域らしさの共有と地域の手入れ

- 64 重要文化的景観への選定の際には、特に保護の対象となる要素を「重要な構成要素」として特定する。その対象になると届出を伴う規制がかかるが、修理等に際して国の補助金を受けられる。宇治では茶業に関わる10件の伝統的建造物がその対象の一部となった。
- 65 山本家は宇治橋通りに面する町家（1848年建築）に居住し、その細長い敷地の奥に堀井式碾茶製造機のある製茶工場をもつ。茶園は宇治郊外の宇治川沿いに持ち、日本で唯一、本簀による覆下栽培のみをおこなう。「宇治の文化的景観」が2009年2月に重要文化的景観に選定され、その直後の7月に筆者らは建造物と茶業の詳細調査で山本家を訪れた。重要文化的景観として価値が認められたものの、それはぼんやりとしたもので、衛生管理ができていない製茶工場であり居住する建物も古い、人様にお見せするには恥ずかしいといったことを、5代目にあたる当主からお聞きした。2009年以降の調査から、製茶工場を含む町家全体、堀井式碾茶製造機、そして本簀の価値が詳細に明らかになっていき、当主の感触も変わっていった。2012年の夏ごろには自園の茶を使ったアイスクリームを開発した。秋には、宇治茶のまち歩きツアーで製茶工場を公開し、その参加者に向けて自園の茶を販売したり、アイスクリームをふるまったりするまでになった。その際、参加者のほとんどが山本家の茶を購入し、用意していた茶が足らなくなったほどで、当主が本当に驚いていたことを筆者は記憶している。2014年にはその立地と茶業の特徴を活かし、通りに面した建物の一部で6代目が小売店を始めた。それまで問屋や市場に卸し、ただ「碾茶」としてしか流通していなかった茶を、「本簀」や「堀井式碾茶製造機」という言葉を使いながら自らブランド化している。
- 66 実はついふん後に知らされたことだが、山本家では自宅と製茶工場を郊外に移転させ、そこにマンションを建てる計画が進みつつあった。宇治市役所が重要文化的景観の選定の取り組みをスタートさせ、その後、我々が調査に入ったのは、まさにそのタイミングだった。調査から「価値あるもの」とされ、当主はマンション計画を具体化寸前で撤回したという。
- 67 現在も宇治の市街地内で茶園を営む唯一の茶農家である寺川家は、2017年に所有する土蔵を改修し、残すことを決めた。調査の過程でその土蔵が1751年以前に建てられた元製茶工場であることがわかり、現存する製茶工場として日本最古のものと位置付けられた。そして2019年に「宇治の文化的景観」の重要な構成要素に追加された。
- 68 これらを追い風に本来の碾茶の栽培・製造方法を守ろうと、2017年には宇治市と隣接する城陽市の茶農家によって「宇治碾茶」として地域団体商標の登録も受けている。
- 69 宇治橋通り沿いに店を構える茶問屋の中村藤吉本店は、2001年、敷地内にあった製茶工場（1920年頃の建築）を改修して自社の茶や抹茶スイーツを提供する喫茶室を開店させていた。2006年には宇治川沿いの旧旅館・菊屋萬碧楼（きくやまんぺきろう、1900年頃の建築）も取得・改修して喫茶店としている。さらに、重要文化的景観選定後の2013年には、文化庁の補助金を利用して、歯科医院として使っていた本店の旧製茶工場も改修した（2014年完成）。
- 70 中村藤吉本店は伝統的な建物が宇治の町から次々に姿を消しつつある頃から伝統的建造物に着目して抹茶スイーツをいち早く提供してきたが、重要文化的景観に選定された2009年の段階ではそれに追従する存在はなかった。翌年の2010年、近世

の宇治茶師を先祖とする唯一の茶問屋・上林春松（かんばやししゅんしょう）本店が屋敷の一画に小売店を開いた。

- 71 重要な構成要素ではないが、2017年には宇治橋通り沿いの空き家だった町家が改修され、辻利一本店の店舗となった。2004年に宇治から撤退した茶問屋が戻ってきたのである。また、現在も宇治の街中に製茶工場を持つ堀井七茗園は工場の一画にある抹茶室（碾茶を石うすでひいて抹茶にするための部屋）を改修し、希望者へガラス越しに公開する取り組みを始めた（図5）。

図5 堀井七茗園の抹茶室



おわりに

- 72 人々が暮らしつづけてきた地域には、土地に根差して暮らすための作法がある。そうした作法は、それぞれの地域において自然との折り合いや時代の変化に対応しつつ調整がなされることにより、時代を越えて受け継がれてきた。半世紀ほど前までは、暮らしのなかで当たり前のこととされてきた作法を、日本では文化的景観という理念と制度を使って価値付け、保護の取組をしている。
- 73 宇治の事例をみると、文化的景観により、宇治の市街地や丘陵は寺社の背景を守るための単なるバッファー・ゾーンではなく、それらが一体となった宇治の歴史風土を語る歴史的エリアとなったといえるだろう。また、現在の宇治茶業そのものに価値が見出されたことで、抹茶の原料としてしか認識されていなかったの碾茶が、生産・加工現場である茶園や製茶工場そのものを含めた価値あるものへと変わりつつある。この「地」と「図」おだやかな転換は、文化的景観が地域の当たり前の価値を言葉にし、素晴らしいと伝えることを端緒とする保全の方策であるからだろう。
- 74 もちろん課題も多い。2010年代以降の外国人観光客の急増により、宇治でも新たな店舗の開店が相次いだ。歴史的景勝地としての価値とは何かを改めて考える時期が来ているだろう。一方、茶業に関していえば、宇治にある製茶工場は、木造

であったり、床板が板張りだったり、土間だったり、日本の伝統的な工法で造られている。しかし、異物混入防止対策などを求めるJGAP（日本の農業生産工程管理の認証制度）の基準には適合しない。本質もふくめてより環境に適した方法で育てたり加工したりするプロセスそのものを評価したり保護したりする制度の検討が重要と考える。

BIBLIOGRAPHIE

- 宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課編（2011）『宇治市文化財総合把握調査報告書』宇治市教育委員会
- 香月洋一郎（2001）『景観のなかの暮らし—生産領域の民俗』未来社
- 大石貞男（2004）『日本茶業発達史』農山漁村文化協会
- 金田章裕（2018）『景観史と歴史地理学』吉川弘文館
- 桑原秀樹（2012）『抹茶の研究』
- 篠原修編（2007）『景観用語辞典』彰国社
- 奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室編（2009）『文化的景観とは何か？—その輪郭と多様性をめぐって』奈良文化財研究所
- 奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室編（2011）『文化的景観の持続可能性—生きた関係を継承するための整備と活用』奈良文化財研究所
- 奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室編（2017）『都市の営みの地層—宇治・金沢』奈良文化財研究所
- 日本造園学会・風景計画研究推進委員会監修（2019）『実践 風景計画学—読み取り・目標像・実施管理』朝倉書店
- 樋口忠彦（1975）『景観の構造—ランドスケープとしての日本の空間』技報堂出版
- 文化的景観学検討会（2016）『地域のみかた—文化的景観学のすすめ』奈良文化財研究所
- 文化庁文化財部記念物課監修（2005）『日本の文化的景観—農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』同成社
- 文化庁文化財部記念物課監修（2010）『都市の文化と景観』同成社

NOTES

1. 日本でのナショナル・トラスト運動は、1964年に鎌倉の宅地開発計画への反対運動からはじまったことから、自然保護の側面が強い。鎌倉での運動を契機に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が1966年に制定された。
2. 日本ではじめてのまちづくり条例は1981年に制定された「神戸市地区計画及びまちづくり協定に関する条例」である。その翌年には「東京都世田谷区街づくり条例」も制定された。

3. 大分県由布市の「潤いある町づくり条例」（1990）や「真鶴町まちづくり条例」（1994）が挙げられる。
4. 埼玉県所沢市では1980年から狭山丘陵の保全活動がおこなわれ、1990年に「トトロのふるさと基金委員会」が設立された。以降、寄付金による雑木林の買い上げがおこなわれ、里山保全の先鞭となった。棚田保全では1992年に高知県梶原（ゆすはら）町神在居（かんざいこ）で立ち上がった棚田オーナー制度が指摘できる。その後、棚田オーナー制度は全国に広がり、毎年開催される全国棚田サミットにもつながっている。
5. 文化庁文化財部記念物課監修編（2005）『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』、44～45頁。
6. 現状を変更する行為は以下のようなものが対象となる。建築物の新築・改築・増築・撤去、住宅の外壁補修・塗り替え、工作物(看板・フェンス等)の設置・撤去、仮設物(テント等)の設置・撤去、道路の新設・舗装・修繕、木竹の伐採・植栽、植物の採取、動物の捕獲、土地の形質の変更、土壌・岩石の採取、など。
7. 本中眞（2000）「名勝としての文化的景観の保護」『月刊文化財』438号。
8. 文化財保護法の目的は「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」（文化財保護法第1条）とされている。
9. 文化庁文化財部記念物課監修編（2005）『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書』の45頁には、保護制度の創設を検討する際に「従来の文化財保護制度の主旨と目的を十分尊重するとともに、新しい制度が従来の制度と重複又は競合することのないよう、保護の範囲と区分を明確にすること」が重要と記されている。
10. 本中眞（2011）「国内外の文化的景観に関する最近の動向」『ランドスケープ研究』73巻1号。
11. 重要伝統的建造物群保存地区に選定されている120地区の平均面積は約33haで、20ha以下の地区が84地区を占める。
12. 16世紀から17世紀半ばにかけての短い動乱の時期に総構（そうがまえ、堀・石垣・土塁などで都市の外周を囲った都市壁）で囲い込んだ都市が造られた。
13. 文化庁文化財部記念物課監修（2010）『都市の文化と景観』では、重層性が価値評価の指標の1つとなっている。
14. 茶の生産・加工・販売をおこなう特権化した町人身分の茶業者のこと。
15. 高層マンションは2棟建てられ、1棟は1996年竣工、もう1棟は1997年竣工である。どちらも宇治茶師の屋敷があった場所で、広い敷地ゆえに土地利用があまり進んでおらず、開発しやすかったと考えられる。
16. 日本の民家形式の1つで、都市部に建てられた短冊形の職住一体の建物。
17. 現存最古の和歌集で、759年までの4536首の歌が納められている。
18. 藤原定家が京都の小倉山荘で選んだと伝えられる100首の和歌。
19. 「夜がほのぼのと明けるころ、宇治川に立ちこめていた川霧がだんだん晴れていき、その合間から現れてきた川瀬に打たれた網代木よ」という意味。網代木とは、秋から冬にかけてアユの稚魚を獲るために宇治川に設置された仕掛けの一部で、宇治の風物詩の1つであった。
20. 晩春から初夏にかけて降る霜。4月中旬から5月上旬頃、日本付近を大陸からの移動性高気圧が通過するとき、急激に気温が下がることで生じる。
21. 重要文化的景観に関わる国の補助金のメニューには土地の買い上げはない。
22. 日本の緑色の茶「緑茶」は茶の芽を摘み取ってからすぐに加工することで発酵させない。対して紅茶は完全に発酵させる。中国のウーロン茶などはその中間にあり、半発酵茶と位置付けられる。
23. 京都府「平成30年度京都府茶業統計」による。この数値は成木園の面積のみで、未成木園のものは含んでいない。

24. ポルトガル人宣教師ジョアン・ロドリゲスによる『日本教会史』（1577）に「最高の茶が生産される宇治のまちでは、茶が育てられている全ての畑が米藁若しくは茅の日よけや敷物で覆われている」とあり、宇治の覆下園の様子が記録されている。

RÉSUMÉS

本稿は、日本の文化財保護の対象に文化的景観が加わった背景と特徴、そして、価値と継承の考え方について述べるものである。日本では、変化するものという文化的景観の特性ゆえに制度の導入後に混乱が起きたが、筆者らは実践や議論を積み重ねるなかで、変化の中の持続、価値の統合、地域の手入れといった理念にたどり着いたことを報告する。そのうえで、具体的事例として、京都近郊の「宇治の文化的景観」を取り上げる。宇治では、住民にとって古いもの、当たり前のものでしかなかった木造家屋や生業（茶業）などに文化的な価値が見いだされ、さまざまな手入れが行われつつある。

In Japan, since the revision of the law for the protection of cultural properties in 2004, cultural landscapes have been included in the list of protected properties. However, the meaning of *cultural landscape* had to be adapted to the system of protection policies already existing in the country and to include one of the sub-categories of cultural landscapes as defined by UNESCO: “the living landscape”, i.e., “one which retains an active social role in contemporary society strongly associated with the traditional way of life and which continues to evolve”. The notion of “living landscape” has therefore served as a basis for reflection and for devising the protection system that has been put in place during the last fifteen years. This article seeks to show how this system differs from the Unesco system. It also seeks to understand what the notion of *cultural landscape* encompasses and to show how this recently enacted protection policy has had to devise a method for the implementation of appropriate actions in a short time; a process in which the National Research Institute for Cultural Heritage in Nara played an important role. The case of the preservation of the Uji tea landscapes is taken as an example.

INDEX

Keywords : cultural landscape, identity, living heritage, historic urban landscape, Uji

キーワード : 文化的景観, アイデンティティ, リビングヘリテージ, 歴史的都市景観, 宇治。

AUTEUR

EDANI HIROKO 恵谷 浩子

恵谷 浩子 国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室研究員
edani[at]nabunken.go[dot]jp